

看護学研究科 看護学専攻 修士課程

学位論文審査基準

学位論文の審査にあたっては、看護学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づき、以下の項目について総合的に評価する。

<審査体制>

1. 学位論文の審査は、主査1名（学位論文指導教員）、副査2名の計3名の論文審査委員を選出し、審査委員による学位論文審査と最終試験（口頭又は筆記試験）により行う。
2. 審査委員は原則として本研究科の専任教員から選出するが、研究の内容によっては、本学の教員あるいは非常勤教員を選定しても良いこととする。

<学位論文の評価基準>

1. 論文の投稿規程に沿って体裁が整っていること。
2. 研究目的が明らかであり、その目的を達成するために適切な研究が行われていること。
3. 結果が適切に示され、解析されていること。
4. 結果は先行研究を踏まえ十分考察されていること。
5. 結論は結果に基づいて正しく述べられていること。

<最終試験の評価基準>

1. 研究の要約と意義、研究の背景・目的・方法・結果について十分に理解し考察でき、明確に説明できること。
2. 研究内容についての質問に対して、論理的に明快に回答できること。
3. 研究の限界、将来展望について口述できること。
4. 当該研究分野に関する高度な知識を有すること。
5. 当該研究分野に関する国内外の学術雑誌に発表されている最新の知識を有すること。